

令和7年度版

尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助
申請の手引き
(新築分譲住宅編)

第2版:令和7年3月24日

尼崎市 住宅政策課

■問い合わせ・提出先

尼崎市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1-23-1

TEL:06-6489-6608

FAX:06-6489-6597

E-mail:ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助 申請の手引き
(新築分譲住宅編)

この事業は子育て世帯等の良質な戸建住宅の取得を支援するとともに、民間事業者による良質な戸建住宅の供給を促進することにより、子育て世帯等の本市への定住及び転入に資することを目的としています。

この手引きは、「尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助要綱(以下「要綱」という。)」に基づき実施する新築分譲住宅の補助金交付の手続きについて、まとめたものです。

※事業期間は、令和8年度までの予定です。

<目次>

- 1 補助制度の概要・要件
- 2 手続きの流れ
- 3 申請書及び添付書類の説明

※要綱および各様式は、次のホームページに掲載されています。

尼崎市ホームページ

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/sumai/konyu/1038361.html>

1 補助制度の概要・要件

① 事業概要

若年夫婦世帯(夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯)又は子育て世帯(中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯)が子育て住宅促進区域内に存する良質な戸建住宅を取得する場合に要する費用等の一部を補助します。

② 補助対象住宅の要件

- (1) 子育て住宅促進区域内(別紙①参照)に建築された戸建住宅であること
- (2) 確認申請書上の敷地面積・延べ面積がいずれも 100m²以上であること
- (3) 2階建て以下であること
- (4) 長期優良住宅であること
- (5) 子育てにおける安全性の基準(別紙②参照)を満たすこと
- (6) 建物の売買契約日が令和 6 年 7 月 16 日以降で、工事の完了の日から起算して 1 年未満であること
- (7) これまで他に誰も居住したことがないこと

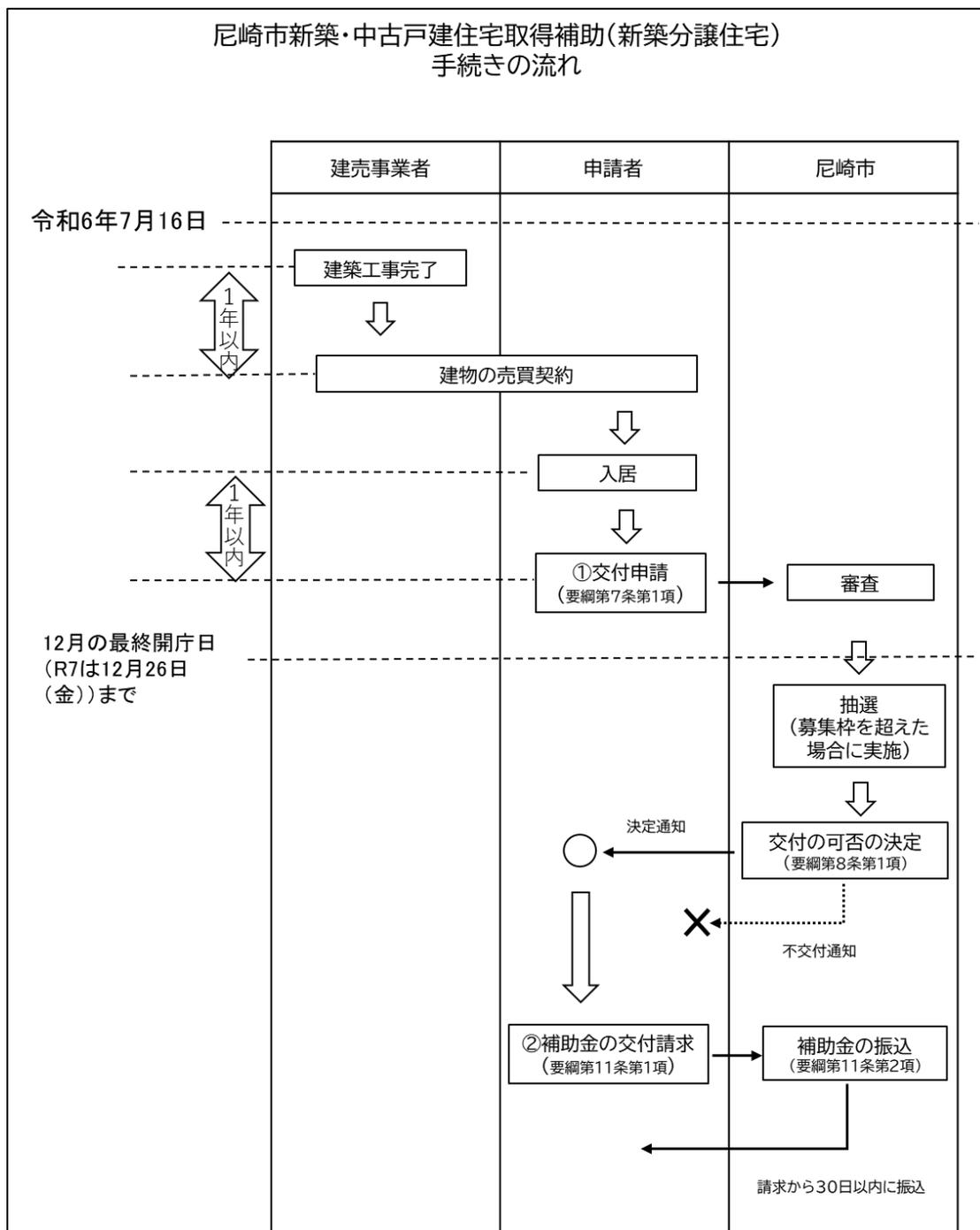
③ 補助対象者の要件

- (1) 交付申請日において若年夫婦世帯(夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯)又は子育て世帯(15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(出産予定の子を含む。))とその親を含む世帯員で構成される世帯)であること
- (2) 「住替え日から 1 年を経過するまでの日」又は「12 月の最終の市の開庁日(R7 年度は令和 7 年 12 月 26 日(金))」のいずれか早い日までに補助金の交付申請を行うこと
- (3) 世帯に属するすべての構成員が、尼崎市における市税に未納がないこと
- (4) 世帯に属するすべての構成員が、尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第 5 号に規定する暴力団員又は同条第 7 号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (5) 原則として当該住宅に10年以上居住すること
- (6) 本件補助対象者の世帯に属するすべての構成員が、過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと
- (7) 本件補助対象者の世帯に属するすべての構成員が、過去にこの要綱に基づく交付申請を行い、抽選による不交付決定を受けたことがないこと

④ 補助金の額

補助金の額は 200 万円とします。

2 手続きの流れ



3 申請書及び添付書類の説明

① 交付申請

補助金の交付申請をされる方は、補助金交付申請書(第1-2号様式)および添付書類を住宅政策課の窓口まで提出してください。郵送での提出も可能です(締切日に必着)。

※申請様式は尼崎市ホームページからダウンロードできます。

※申請資料作成に係る費用は申請者の負担となります。

申請は「住替え日から1年を経過するまでの日」又は「12月の最終の市の開庁日(R7年度は令和7年12月26日(金))」のいずれか早い日までに行うことが必要です。

提出する前に、必ず次の書類がそろっていることを確認してください。

| 確認 | 必要書類 | 留意事項 |
|--------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | 補助金交付申請書(第1-2号様式) | |
| <input type="checkbox"/> | 出産予定であることがわかる書類の写し(母子手帳の写し等) ※該当者のみ | <p>* 出産予定の子どものみの子育て世帯の場合に必要。</p> <p>* 下記の記載がある部分を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行元 ・ 交付日 ・ 子の親の氏名 ・ 分娩予定日 |
| <input type="checkbox"/> | 建物の売買契約書の写し | <p>* 下記の記載がある部分を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結部分(契約両者の記名押印箇所) ・ 契約年月日 ・ 契約金額 ・ 住宅の所在地 ・ 延べ面積 |
| <input type="checkbox"/> | 建築確認申請書の写し | <p>* 下記の記載がある部分を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地名地番 ・ 敷地面積 ・ 延べ面積 ・ 階数 ・ 着手予定年月日 ・ 完了予定年月日 |
| <input type="checkbox"/> | 建築基準法に基づく検査済証の写し | |

| | | |
|--------------------------|-------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し | |
| <input type="checkbox"/> | 安全性確認チェックリスト(第11号様式)及び確認できる写真 | *写真の撮り方は、『安全性の基準の解説および報告写真の撮り方』の参考資料をご参照下さい。 |
| <input type="checkbox"/> | アンケート | |
| <input type="checkbox"/> | 委任状 | *事業者の方が代理申請される場合に必要。 |

②補助金の交付請求

補助金の交付決定を受けた方は、速やかに、補助金交付請求書(第9号様式)および添付書類を住宅政策課の窓口まで提出してください。

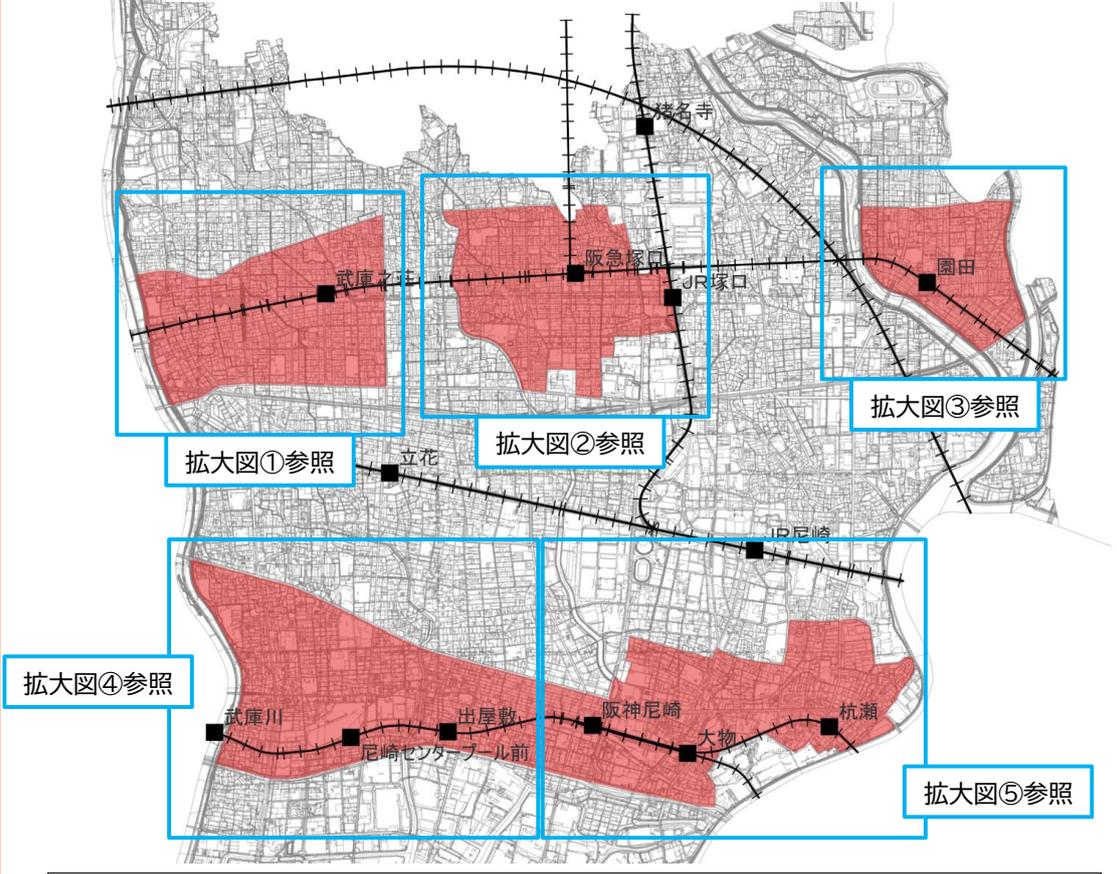
提出する前に、必ず次の書類がそろっていることを確認してください。

郵送又はメールで提出することも可能です。

| 確認 | 必要書類 | 留意事項 |
|--------------------------|-----------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 補助金交付請求書(第9号様式) | *申請者名と口座名義人は同一にして下さい。 |
| <input type="checkbox"/> | 振込先の銀行口座の写し | *通帳・キャッシュカード・WEB画面などの写しなど、下記がわかるものをご提出ください。 ・金融機関名 ・支店名 ・口座番号 ・口座名義 |
| <input type="checkbox"/> | 委任状 | *事業者の方が代理申請される場合に必要 |

別紙①子育て住宅促進区域位置図(赤色)

(阪急電鉄及び阪神電鉄の駅周辺を子育て住宅促進区域に指定)



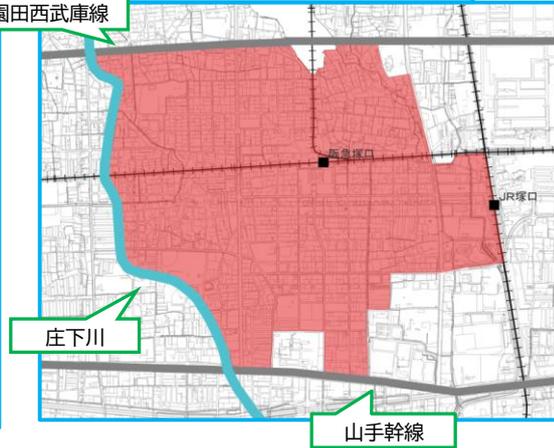
| あ行 | さ行 | し行 | な行 | は行 | ま行 | や行 |
|---------|-------------|-----------|------------|------------|--------------|----|
| 今福1丁目 | 神田中通4丁目 | 玄番南之町 | 塚口町1丁目 | 西本町北通4丁目 | 南塚口町5丁目 | |
| 今福2丁目 | 神田中通5丁目 | 琴浦町 | 塚口町2丁目の一部 | 西本町北通5丁目 | 南塚口町6丁目の一部 | |
| 大島1丁目 | 神田中通6丁目 | 汐町 | 塚口町3丁目 | 西御園町 | 南塚口町7丁目 | |
| 大島2丁目 | 神田中通7丁目 | 常光寺2丁目 | 塚口町4丁目の一部 | 東桜木町 | 南塚口町8丁目の一部 | |
| 大島3丁目 | 神田中通8丁目 | 常光寺3丁目の一部 | 塚口町5丁目 | 東園田町1丁目の一部 | 南武庫之荘1丁目 | |
| 大庄川田町 | 神田中通9丁目 | 昭和通1丁目 | 塚口町6丁目の一部 | 東園田町2丁目の一部 | 南武庫之荘2丁目 | |
| 大庄中通1丁目 | 神田南通1丁目 | 昭和通2丁目 | 塚口本町1丁目 | 東園田町3丁目の一部 | 南武庫之荘3丁目 | |
| 大庄中通2丁目 | 神田南通2丁目 | 昭和通3丁目 | 塚口本町2丁目の一部 | 東園田町4丁目 | 南武庫之荘4丁目 | |
| 大庄中通3丁目 | 神田南通3丁目 | 昭和通4丁目 | 寺町 | 東園田町5丁目 | 南武庫之荘5丁目 | |
| 大庄中通4丁目 | 神田南通4丁目 | 昭和通5丁目 | 道意町1丁目 | 東園田町6丁目 | 南武庫之荘6丁目 | |
| 大庄中通5丁目 | 神田南通5丁目 | 昭和通6丁目 | 道意町2丁目 | 東園田町7丁目の一部 | 南武庫之荘7丁目の一部 | |
| 大庄西町1丁目 | 神田南通6丁目 | 昭和通7丁目 | 道意町3丁目 | 東園田町8丁目の一部 | 南武庫之荘8丁目 | |
| 大庄西町2丁目 | 北城内 | 昭和通8丁目 | 道意町4丁目 | 東園田町9丁目の一部 | 南武庫之荘9丁目 | |
| 大庄西町3丁目 | 北大物町 | 昭和通9丁目 | 道意町5丁目 | 東大物町1丁目 | 南武庫之荘10丁目の一部 | |
| 大庄西町4丁目 | 北竹谷町1丁目 | 昭和南通3丁目 | 長洲中通3丁目 | 東大物町2丁目 | 宮内町1丁目 | |
| 開明町1丁目 | 北竹谷町2丁目 | 昭和南通4丁目 | 長洲東通2丁目 | 東塚口町1丁目の一部 | 宮内町2丁目 | |
| 開明町2丁目 | 北竹谷町3丁目 | 昭和南通5丁目 | 長洲東通3丁目 | 東塚口町2丁目の一部 | 宮内町3丁目 | |
| 開明町3丁目 | 金楽寺町2丁目の一部 | 昭和南通6丁目 | 長洲本通3丁目 | 東本町1丁目の一部 | 武庫川町1丁目 | |
| 梶ヶ島 | 杭瀬北新町1丁目 | 昭和南通7丁目 | 菜切山町 | 東本町2丁目の一部 | 武庫川町2丁目の一部 | |
| 神田北通1丁目 | 杭瀬北新町2丁目 | 昭和南通8丁目 | 西桜木町 | 東本町3丁目の一部 | 武庫川町3丁目の一部 | |
| 神田北通2丁目 | 杭瀬北新町3丁目 | 昭和南通9丁目 | 西大物町 | 東本町4丁目の一部 | 武庫川町4丁目の一部 | |
| 神田北通3丁目 | 杭瀬北新町4丁目 | 水明町 | 西長洲町2丁目の一部 | 東御園町 | 武庫町1丁目の一部 | |
| 神田北通4丁目 | 杭瀬寺島1丁目 | 崇徳院1丁目 | 西本町1丁目の一部 | 御園町 | 武庫町2丁目の一部 | |
| 神田北通5丁目 | 杭瀬本町1丁目 | 崇徳院2丁目 | 西本町2丁目の一部 | 南城内の一部 | 武庫町3丁目の一部 | |
| 神田北通6丁目 | 杭瀬本町2丁目 | 崇徳院3丁目 | 西本町3丁目の一部 | 南竹谷町1丁目 | 武庫町4丁目 | |
| 神田北通7丁目 | 杭瀬本町3丁目 | 大物町1丁目 | 西本町4丁目の一部 | 南竹谷町2丁目 | 武庫之荘1丁目 | |
| 神田北通8丁目 | 杭瀬南新町1丁目の一部 | 大物町2丁目 | 西本町5丁目の一部 | 南竹谷町3丁目 | 武庫之荘2丁目 | |
| 神田北通9丁目 | 杭瀬南新町2丁目 | 竹谷町1丁目 | 西本町6丁目の一部 | 南塚口町1丁目 | 武庫之荘西2丁目 | |
| 神田中通1丁目 | 杭瀬南新町3丁目の一部 | 竹谷町2丁目 | 西本町7丁目 | 南塚口町2丁目 | 武庫之荘東1丁目 | |
| 神田中通2丁目 | 杭瀬南新町4丁目 | 竹谷町3丁目 | 西本町8丁目 | 南塚口町3丁目 | 武庫之荘東2丁目 | |
| 神田中通3丁目 | 玄番北之町 | 建家町 | 西本町北通3丁目 | 南塚口町4丁目の一部 | 蓬川町 | |

子育て住宅促進区域 拡大図

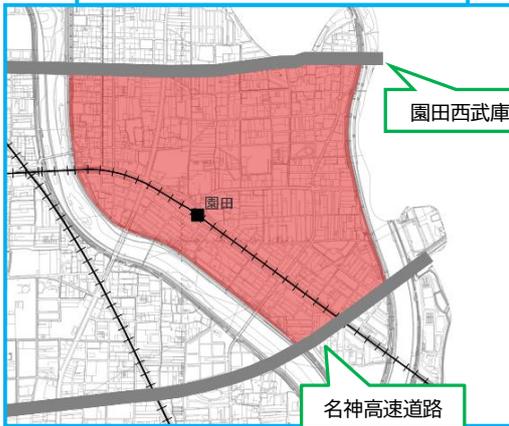
拡大図①（武庫之荘駅周辺）



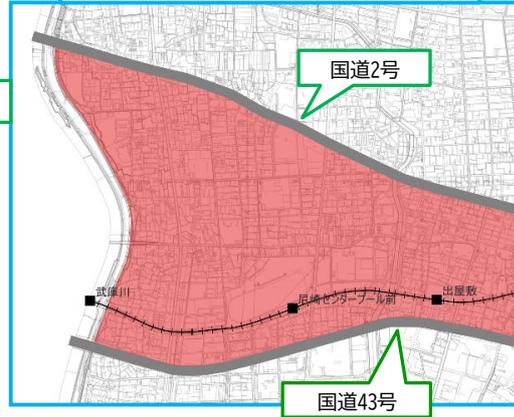
拡大図②（阪急塚口駅周辺）



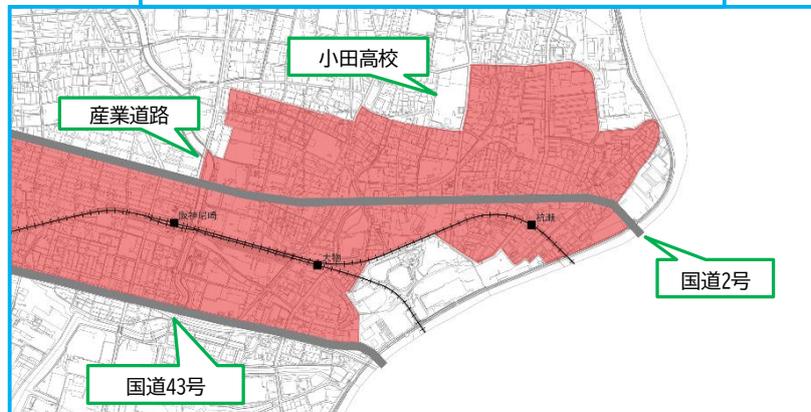
拡大図③（園田駅周辺）



拡大図④（武庫川駅・尼崎センター
プール前駅・出屋敷駅周辺）



拡大図⑤（阪神尼崎駅・大物駅・杭瀬駅周辺）



別紙② 安全性の基準

3項目以上の項目ごとに定められた基準の全てを満たすものであること。

| 項目 | 基準 |
|-------|--|
| 室内扉 | <p>(玄関からリビングまでの主要な扉に限る)</p> <p>引き戸の場合は子どもの指をはさまないように、100mm程度の引き残しを確保する、又は自動でゆっくりと閉まる構造(ドアクローザー機能)のものとする。</p> <p>開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。</p> |
| バルコニー | <p>(バルコニーがない場合は、当該基準を満たしているものとする)</p> <p>1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。</p> <p>(1) 手すりの形状は子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。</p> <p>(2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という)が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。</p> <p>ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方(以下「床面等との距離」という)が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。</p> <p>イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。</p> <p>ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。</p> <p>(3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁(腰壁の高さが650mm未満の場合に限る)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。</p> <p>(4) 手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように、内法寸法で90mm以下とする。</p> <p>2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。</p> <p>(1) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。</p> <p>(2) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。</p> |

| | |
|--------|---|
| 住戸内階段 | <p>(階段がない場合(平屋の場合)は、当該基準を満たしているものとする)</p> <p>1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。</p> <p>(1) 勾配は 22/21 以下とする。</p> <p>(2) けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550mm以上 650mm以下であり、かつ踏面の寸法が 195mm以上とする。</p> <p>(3) 蹴込みは 30mm以下とする。</p> <p>2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。</p> <p>(1) 手すりの高さは、踏面の先端から高さが 700mmから 900mmの位置とする。</p> <p>(2) 大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は 850mm程度、下段は 650mm程度の位置とする。</p> <p>3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。</p> |
| 浴室 | <p>1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。</p> <p>(1) 浴室内外の高低差が 20mm以下の単純段差とする。</p> <p>(2) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は 120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は 180mm以下とする。</p> <p>2 浴室のドアにはチャイルドロック(子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠)を設置する。</p> |
| 敷地内 | <p>監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。</p> |
| インターホン | <p>相手の顔や様子を確認できるよう、カメラ付きインターホンを設ける。</p> |

以 上